



募 集

就学援助費について

鏡石町では、お子さんを小・中学校へ就学させるのに経済的な理由でお困りの児童生徒の保護者に対して、学校でかかる費用の一部を補助し、お子さんの就学を奨励する就学援助を実施しています。就学援助を受けることができるのは、次のいずれかに該当する方です。

- ①生活保護法に規定する保護を受けている方、又はそれに準ずる程度に生活が困窮していると認められた方
- ②児童扶養手当を受けている方
- ③国民年金の保険料が全額免除となっている方
- ④東日本大震災等により被災し、就学させるのに困難と認められる方

められた方
⑤災害、その他特別な理由で、経済的に困りの方
※住宅・自動車ローン・生活ローン等の債務の返済については考慮できません。
該当する方については、それぞれ基準がありますので詳細については、通学している学校から配布される「お知らせ」をご覧ください。
審査について、必要がある場合は、訪問し確認する場合があります。

援助を希望される方は、申請書及び該当事由を証明する書類等を教育委員会教育課へ提出してください。なお、申請書は、町HP、通学している学校及び教育委員会にあります。詳しくは教育委員会へお問い合わせください。

- 申込期限 5月12日(火)～6月1日(月)
- ▼ 問い合わせ先 教育課 ☎62-13459

東京かがみいし会の会員を募集しています

ご家族やご親戚・知人などで、東京近郊にお住まいの鏡

お知らせ

春の全国交通安全運動

5月11日(月)から20日(水)までの10日間、全国一斉に「春の全国交通安全運動」が実施されます。

今回は「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本として取り組みます。特に高齢者は、県内の交通事故死者数全体の半数を占めており、交通安全意識の向上が課題となっております。「交通安全は家庭から」、ご家族みんなで交通安全について話し合い、悲惨な交通事故に遭わないよう気を付けましょう。

AED設置のお知らせ

東邦銀行鏡石支店において、ご来店いただいたお客様や地域の皆さまに、万一救命措置の必要が生じた場合に備え、迅速かつ適切な救命措置を行うため、ATMコーナーに「AED(自動体外式除細動器)」を設置しました。鏡石支店のATMコーナー営業時間中であればどなたでも使用できますので、ご活用ください。

●設置場所

東邦銀行鏡石支店ATMコーナー
(鏡石町中央55番地4)

税金

税金などの納め忘れはありませんか? 「ストップ! ザ! 滞納」

町民税や固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの納め忘れはありませんか。もし、納付がお済みでない方は、役場出納室または指定の金融機関で、お早めに納入をお願いします。

なお、納付書が見当たらない場合や、生活困難などいろいろな事情で一度に納めるこ

とができない場合は、お気軽に税務町民課へご相談ください。
納税を行わないままにしておきますと、税金を強制的に徴収するため、滞納処分として、預貯金や給与、生命保険などの財産の差押えを実施することとなります。この処分は、各税金の納期限後に未納の方へお送りしている、督促状を送付した10日後以降は予告なく行われます。



自動車税の納付について

自動車税は毎年4月1日現在、運輸支局の登録名義人である所有者が納めることになっていきます。

納期は6月1日(月)です。納期内であれば、コンビニエンスストアでも納めることができます。(一部取り扱っていない店舗もあります)

相 談

総合相談室を開設しています

町では、町民の皆さんが気軽に様々な相談ができる場所を確保するために総合相談室を開設しています。広い知識と経験を備えた相談員が相談に応じますので、普段の生活の中で、困りごとなどがありましたら、一人で悩まずお気軽にご相談ください。

● 相談日時 毎週火曜～金曜 午前9時～午後4時まで
(祝祭日、年末年始を除く)
※事前予約は必要ありませんが、相談員が外出していることもありますので、ご了承ください。
● 相談場所 役場総合相談室 (庁舎1階東側奥)
▼ 問い合わせ先 総務課 ☎62-2111 (総務課から総合相談室へ転送いたします。)

人権擁護委員の日

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。昭和23年、政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。

これにより、地域住民のなかであつて国民の基本的な人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。法務省及び全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された日を記念して、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、毎年6月1日を中心に一層積極的な啓発活動を行い、人権思想の普及高揚を図っています。

また、「人権擁護委員の日」に限らず、困りごとや悩みごとの電話相談を実施してまいりますので、悩み事がありましたらお問い合わせ先までお電話ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

- ▼ 問い合わせ先
- みんなの人権 110番 ☎0570-0003-1110
- 子どもの人権 110番 ☎0120-0007-1110
- 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

生活自立サポートセンター開設

4月1日に「生活困窮者自立支援法」が施行され、仕事や生活に困っている生活困窮者への支援制度が始



福島県生活自立サポートセンター 県中・県南事務所

まりました。それに伴い、福島県社会福祉協議会県中・県南事務所が町老人福祉センター内に窓口を開設しました。
相談窓口では、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、支援員が寄り添いながら町や社会福祉協議会、地域の民生委員の方々と連携して、解決に向けた支援を行います。

●相談日時

平日午前9時～午後5時まで

●場所 町老人福祉センター内

福島県社会福祉協議会生活自立サポートセンター県中・県南事務所 ☎94-7800

「広報かがみいし」 広告掲載者募集

- 広告掲載の位置 町が指定した位置
- 広告掲載料金 下一段 10,000円
半 分 5,000円 (この記事の大きさ)

問い合わせ先 総務課広報担当 ☎0248-62-2111

開かれた議会を目指して 「日曜議会」 開催

- 日 時 6月7日(日) 午前10時～
- 場 所 鏡石町議会議場(役場2階)

当日は一般質問が行われます。多くのおみなさまの傍聴をお待ちしております。

問い合わせ先 議会事務局 ☎62-2110